

コンテンツ専門調査会デジタルコンテンツ・ワーキンググループにおける 意見募集の結果について

2005年12月1日

内閣官房

知的財産戦略推進事務局

1. 実施期間

2005年11月2日(水)～2005年11月15日(火)

2. 実施方法

首相官邸ホームページへの掲載によって周知を図り、電子メール、FAX及び郵送によりコメントを受け付けました。

3. 提出されたパブリックコメントの件数

143件(うち個人134件、団体9件)

4. ご意見の取扱いについて

いただいたご意見については、専門調査会での今後の検討の参考とさせていただきます。

意見全体については、別途、首相官邸のホームページに掲載する予定です。

5. パブリックコメントの概要

いただいたご意見の概要は次ページ以降のとおりです。

ご意見の概要

総 論

○考え方

- ・「ユーザー大国を目指す」「クリエイター大国を目指す」とするデジタルコンテンツWGの方向性を支持したい。
- ・ デジタルコンテンツと非デジタルコンテンツの相互転換と融合の促進を図るべき。
- ・ 限られた時間の中でいかに国産のコンテンツを多くの人に利用してもらい多くの対価を得るかという問題を検討すべき。
- ・ デジタルコンテンツの振興にあたっては、「自由な流通」と「著作権者の権利」をバランスさせることが重要。
- ・ コンテンツ産業の成長には、デジタルコンテンツの流通拡大と海外展開という二つの方策が緊要。
- ・ 「ネットワーク上のデジタルコンテンツ配信市場」、「国内のデジタルコンテンツ関連動向」、「海外のデジタルコンテンツの動向」などにつき情報集積を継続的に実施することが肝要。

ユーザー大国に向けた課題

○ユーザーが豊かなコンテンツを楽しめる環境作り

- ・ エンドユーザーの支持がなければデジタルコンテンツ市場は拡大しない。
- ・ ポッドキャストは放送局の2次利用としてとらえられているために各種障害を引き起こしている。コンテンツの保護と、文化の育成、そして法規制のバランスを持った今後の施策を要望する。
- ・ 過去のテレビ番組をネット配信して欲しい。
- ・ 各権利者が積極的に許諾を行いコンテンツ配信が促進されるのが望ましい。
- ・ 音楽、書籍は文化であり死蔵するべきではない。出版業界にはもう少し柔軟に対応してもらいたい。
- ・ 劇場、映画館、図書館、ストリーミングネットラジオでコンテンツを自由に享受できる環境が必要。
- ・ パッケージにして売れるものしか享受できない環境では日本から刺激ある豊かなコンテンツは新

たに生まれないだろう。

- ・ 再販制による価格高止まりの解消と、競争力の増強を望む。
- ・ 再販制の過保護によって競争力の低下が著しい音楽業界を立て直すには、正常な競争状態に置くことが急務と言える。
- ・ iTunesミュージックストアで設定されている国境をなくし海外で聞ける音楽を日本でも聴けるようにして欲しい。

○ブロードバンドを利用した放送によるデジタルコンテンツの供給の拡大

- ・ 著作権法上におけるインターネット上での電気通信役務利用放送の取り扱いを「自動公衆送信」から「放送」へと取り扱いを変更すべき。
- ・ 今後は放送が個人に解放されることを望む。
- ・ 地上波デジタル放送の導入を見直すべき。

○バランスのとれたプロテクションシステムの採用の促進

- ・ 行き過ぎたコピー防止技術が楽しみを制限してしまっている。過剰なコンテンツ保護技術に対しては、一定の制限を設ける必要がある。
- ・ コピーコントロールCDには再生不良品があっても補償がなく多くのユーザーの音楽離れを引き起こしている。
- ・ バランスのとれたプロテクションシステムが確立するまでは、ソフトに対しプロテクションを導入しないよう、規制するべき。
- ・ デジタルであればこそ、コピーガードなるものは外すべき。
- ・ DVDのリージョンコードは国際的なコンテンツ流通を阻害する原因。リージョンコードに反応しない機器を使用しない限り、日本在住者は当該コンテンツを享受できないため、リージョンコードに反応する機器を反応しないように変更すること等を明文で適法として欲しい。
- ・ 日本国内の地上波デジタル放送で用いられているコピー制御方針（コピーワンス）を見直すべき。
- ・ 携帯プレーヤーへのコピーに課金するような多重搾取は絶対にやめてほしい。

クリエイター大国に向けた課題

○クリエイターの能力が発揮できるシステム作り

- ・ 著作権の管理を強め課金することだけを目的としたり、フェアユース、ミスユース、クリエイティブコモンズなど新たな概念を拒んだりすると、かえって適切な流通を阻害し、著作者や権利者へのライセンス料などを減少させるため、結局は権利者の保護につながっていない。
- ・ iTunesミュージックストアや携帯端末向け音楽ビジネスの成功は、価格と利用態様の設定を消費者にとって合理的なものとするにより、権利者と消費者がWinWinの関係を構築できることを示した。
- ・ ネットワーク時代に対応した利用許諾を前提としたシステムのあり方も視野に入れた検討をお願いしたい。デジタルコンテンツの利活用を図り、次なる創作につなげるためには、許諾権から報酬請求権に移行することが望まれる。
- ・ 末端のクリエイターにも資金がまわるようなシステムが必要。
- ・ 制作会社の何次にもわたる下請け構造、委託型ビジネスが問題であり、制作会社が経営的に自立するための制度的な支援を行うべき。
- ・ クリエーターが創作に専念できる環境が整わなければ、コンテンツ創造は続かない。
- ・ コンテンツ製作基金を拠出した団体・個人に対する特定寄附金の適用や設備の特別償却、税額控除など、コンテンツ制作に関する税制改正を望む。
- ・ 著作権切れしたコンテンツや著作権の保護期間であっても権利者の同意が得られたコンテンツについて、その流通を促進するシステムを作り、再創作につなげるべき。
- ・ 無償・有償コンテンツを明確にするシステムが必要。
- ・ 日本のクリエイティブ文化は、盗作盗用にあふれており、アマチュアクリエイターの中から優秀なクリエイターが育たない。
- ・ コンテンツ作成について、ただ乗りされないルールの適正な執行が必須。

○クリエイターが適正なリターンを得られる仕組み作り

- ・ クリエーターが下請けに甘んじているケースが多く、不公正な慣行が意欲を妨げている。
- ・ 現状、映画製作者・レコード製作者等の著作権者・著作隣接権者の立場が過度に強すぎる。コンテンツホルダーのみが流通の決定権を握る構造に問題がある。

- ・ クリエーターに不利な契約が締結されがちであり、ヒットに応じた報酬を得られていない。各レコード会社は過去の音源について死蔵させることのないように努めるとともに、過去に締結されたクリエイター側にとって不利な契約は契約の見直しをさせるべきである。
- ・ クリエーターの過酷な労働実態が改善されるような対策が必要。標準契約雛形を公的に作成するとともに、クリエイターが保障されるべき最低限の権利・地位を法律で定めるべき。業界内の意識改革と契約などの取引健全化が必要。
- ・ 企業が従業員の人権保護に積極的になる仕組み作りをして欲しい。
- ・ 成功報酬的な分配システムの可否を検討すべき。

○人材育成の促進

- ・ プロデューサーの一番の才能は作る力ではなく評価する力。プロデューサーは経営者であり、それは現場で鍛えられる。育成すべきは技術者（クリエイター）ではなく編集者（プロデューサー）。

ビジネス大国に向けた課題

○コンテンツビジネスの国際展開

- ・ 消費者人口の減少と可処分所得の伸び悩みにより、近い将来国内市場が飽和に達する可能性があり、海外市場への戦略的な展開が緊要。
- ・ 日本の国際的な産業競争力を強化するためのグランドデザインの検討をお願いしたい。
- ・ ゲームなどの例外を除き、日本の作品を配信するチャンネルが十分確保されているとはいえない。
- ・ アジアをはじめとする海外の規制の内容、審査担当部局、ビジネスパートナー候補などの情報が大いに不足しており、それらの情報に関するポータルサイトを早急に立ち上げるべき。
- ・ アジアにおいては違法コピーが横行しているため、著作権者に利益が還元されないケースも多い。
- ・ インターネット上でのデジタルコンテンツの著作権侵害の侵害元を追跡調査できるシステムがあればよい。
- ・ 海外における著名なコンテストへの出品を支援すべき。

○著作権に関する課題の解決

- ・ iPod課金 (MP3プレーヤーに関する課金) には反対する。
- ・ ウェブキャスト (インターネット放送) に対する法制度を整えることが急務。
- ・ 出演者の許可がないと過去の映画の名作が見られないのは残念。
- ・ これ以上の著作権・著作隣接権の不当な権利拡大に反対する。コンテンツホルダーの持つ権利は、報酬請求権をベースに移行していく必要がある。
- ・ 権利許諾をワンストップで行える、情報集約機能を備えた機構が必要。
- ・ 個人の公正な利用の範囲をフェアユースとしてきちんと定めるべき。
- ・ 私的使用目的でのコンテンツの改変については同一性保持権侵害に該当しないということを明文で規定して欲しい。
- ・ 国際的に協調できる著作権登録方式を提案していくべき。
- ・ 政府等の機関によってアーカイブを可能にする法制度を考える必要がある。
- ・ 私的録音録画補償金は縮小または廃止をすべき。
- ・ 多種多様な著作物の適法利用を促進するため現行裁定制度を見直すべき。
- ・ 著作権の有効期間は延長すべきでない。
- ・ 著作権管理事業者の寡占状態を解消し、制度等を整備する必要がある。
- ・ 著作権法の間接侵害はこれを認めるべきではない。
- ・ 著作権法規に権利者の権利と同時に、権利者の義務を法制化する必要がある。
- ・ 著作物の円滑な利用と権利執行に資する著作権情報データベースの整備を望む。
- ・ 利用者が許諾を得る際に管理事業者を選択できないのは問題。利用者と著作権管理事業者の間の利害を調整するための仕組みを整備すべき。
- ・ エンドユーザーにも利用許諾を出せるようにJASRAC等管理団体の規程を改定して欲しい。
- ・ JASRAC等の権利者管理団体の使用料徴収・分配の実態について利用者に提示される仕組みを整備すべき。
- ・ 第三者でもコンテンツ流通に関われる道を開く強制許諾制度などを検討すべき。

○国際標準をリードするための取組の強化

- ・ 各企業の規格の囲い込みを防ぎ、国内標準を一本化すべき。
- ・ 後々の発展を考えるなら安易に国内標準を一本化すべきでない。規格間競争の際にはオープン

ン化か積極的なライセンス供与が望ましい。

- ・ DRM (コピーガードなどデジタルデータの著作権を保護する技術) 規格間の競争は、その仕様およびサービス内容によって行なわれるべき。特定企業もしくは権利者の独占状態を生み出さないよう、コンテンツ産業における競争政策の適切な運用について検討すべき。
- ・ 世界の国々と協調してHD (High Definition) 技術を利用したデジタルシネマの国際標準化に取り組む必要がある。

○ビジネスモデルの構築

- ・ 多種多様なデジタルコンテンツ分野において、Win-Win関係を構築するためのビジネスモデル及び契約内容のあり方を考案すべき。
- ・ 映像機器、上映環境も含め、クリエイターが必要に応じて使用できる総合的評価システムを構築し、また、標準的な映像の評価技術を開発・向上していくことが重要。

その他

- ・ 多様なデジタルコンテンツ流通をめざし映画館事業に新規参入できるようにするために、興行条例の徹底した緩和、もしくは撤廃が必要。
- ・ 「ただでない著作物はない」ということと「需給バランスによって価格を決定させる」ということを徹底させることで技術革新にも耐えうる制度設計になるのではないか。
- ・ 「デジタルデータの記録媒体は恒久不変であり、新品と中古の品質差は全く存在しない」と言うのはデマゴグである。
- ・ 政府インターネットテレビがMacで見られないなどOS、ブラウザ等について不平等がある。MacとWindowsの情報格差を無くして欲しい。
- ・ 開発者のアイデンティティーが守られない環境では意見収集にも本音が語られる事は無いのではないか。
- ・ ネット上で独自に培われた文化であるAA (アスキーアート) は保護されるべき。
- ・ インターネット社会における著作権についての教育が必要。
- ・ 楽しい享楽を提供するだけを目的にするのではなく、国民の生活に役立たせクオリティーオブライフの向上に役立つよう指導するのが行政の役割

- ・ 国立国会図書館のすべての蔵書をデジタル化してネット公開すべき。
- ・ 日本ウェブ知的財産保護協会の設立を希望する。
- ・ 著作権切れの日本語文献を広く国内外に公開して、国民共有の財産である過去の知的産物を共有できるシステムを構築すべき。